

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2 に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第 36 条第 3 項に基づき、森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第 33 条第 1 項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、秩父市が定める選定委員会が審査を行い、秩父市が「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

(1) 経営管理権集積計画 荒川久那

※面積は登記簿面積

経営管理権 集積計画 整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の 存続期間
荒川久那-1	秩父市荒川久那 4010 外	荒川久那 3 林班 23 小班外	山林	2.7913	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-2	秩父市荒川久那 4019 外	荒川久那 3 林班 23 小班外	山林	2.4785	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-3	秩父市荒川久那 4012-1 外	荒川久那 3 林班 24 小班外	山林	0.3128	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-4	秩父市荒川久那 4013-1 外	荒川久那 3 林班 33 小班外	山林	0.3128	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-5	秩父市荒川久那 3987-1	荒川久那 3 林班 15 小班	山林	0.3933	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-6	秩父市荒川久那 3922-1 外	荒川久那 2 林班 2-3 小班外	山林 外	1.6781	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-7	秩父市荒川久那 3928-7 外	荒川久那 2 林班 2-3 小班外	山林 外	1.6170	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-8	秩父市荒川久那 4027-1 外	荒川久那 2 林班 9 小班外	山林	17.4375	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-9	秩父市荒川久那 3985-1	荒川久那 3 林班 28-2 小班	山林	0.0538	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-10	秩父市荒川久那 3933-2	荒川久那 3 林班 13 小班	畑	0.0370	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-11	秩父市荒川久那 4052-2	荒川久那 2 林班 21 小班	保安林	4.0039	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-12	秩父市荒川久那 3985-2 外	荒川久那 3 林班 30-1 小班外	山林 外	0.1625	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-13	秩父市荒川久那 4017-1	荒川久那 3 林班 33-2 小班	山林	0.0805	2025.4.1～ 2035.3.31
荒川久那-14	秩父市荒川久那 4024-1 外	荒川久那 2 林班 16 小班外	山林	0.4065	2025.4.1～ 2035.3.31

経営管理権 集積計画 整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の 存続期間
荒川久那-15	秩父市荒川久那 4052-3	荒川久那 2 林班 24 小班	保安林	3. 2314	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31
荒川久那-16	秩父市荒川久那 4052-4	荒川久那 2 林班 31-2 小班	保安林	2. 8076	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31
荒川久那-17	秩父市荒川久那 4025-1 外	荒川久那 3 林班 17-1 小班外	山林	0. 1465	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31
荒川久那-18	秩父市荒川久那 4052-1 外	荒川久那 2 林班 16 小班外	保安林 外	2. 3999	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31
荒川久那-19	秩父市荒川久那 4021 外	荒川久那 3 林班 21 小班外	山林	0. 9008	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31
荒川久那-20	秩父市荒川久那 4026-1 外	荒川久那 2 林班 8 小班外	山林 外	6. 5123	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31
荒川久那-21	秩父市荒川久那 3931-2 外	荒川久那 3 林班 17-1 小班外	畑	0. 1414	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31
計				47. 9054	

(2) 経営管理権集積計画 R7 下吉田 23 林班

※面積は登記簿面積

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間
R7 下吉田 23 林班 -1	秩父市吉田阿熊 724 外	下吉田 23 林班 161-1 小班外	山林外	0. 9531	2025. 7. 1～ 2036. 3. 31
R7 下吉田 23 林班 -2	秩父市吉田阿熊 602-1 外	下吉田 23 林班 51-3 小班外	保安林 外	1. 7475	2025. 7. 1～ 2036. 3. 31
R7 下吉田 23 林班 -4	秩父市吉田阿熊 727 外	下吉田 23 林班 44 小 班外	山林外	1. 1227	2025. 7. 1～ 2036. 3. 31
R7 下吉田 23 林班 -5	秩父市吉田阿熊 755-1 外	下吉田 23 林班 133 小 班外	山林外	0. 7010	2025. 10. 14～ 2036. 3. 31
R7 下吉田 23 林班 -6	秩父市吉田阿熊 762 外	下吉田 23 林班 135-1 小班外	山林外	1. 1824	2025. 10. 14～ 2036. 3. 31
R7 下吉田 23 林班 -7	秩父市吉田阿熊 1659-1 外	下吉田 23 林班 88-1 小班外	山林	0. 4474	2025. 10. 14～ 2036. 3. 31
R7 下吉田 23 林班 -8	秩父市吉田阿熊 765-1 外	下吉田 23 林班 137-1 小班外	山林外	0. 9398	2025. 10. 14～ 2036. 3. 31
R7 下吉田 23 林班 -9	秩父市吉田阿熊 752-1 外	下吉田 23 林班 152-1 小班外	山林外	1. 6317	2025. 10. 14～ 2036. 3. 31
R7 下吉田 23 林班 -10	秩父市吉田阿熊 590-1	下吉田 23 林班 6-1 小 班	山林	0. 2417	2025. 10. 14～ 2036. 3. 31
R7 下吉田 23 林班 -11	秩父市吉田阿熊 773-1 外	下吉田 23 林班 143-1 小班外	山林外	0. 7871	2025. 10. 14～ 2036. 3. 31

R7 下吉田 23 林班 -12	秩父市吉田阿熊 588-1 外	下吉田 23 林班 6-2 小 班外	山林外	0.8194	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -13	秩父市吉田阿熊 772-1 外	下吉田 23 林班 142-1 小班外	山林	0.2729	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -14	秩父市吉田阿熊 1653	下吉田 23 林班 82-1 小班	山林	0.0621	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -15	秩父市吉田阿熊 942-1 外	下吉田 23 林班 49 小 班外	山林外	0.6259	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -16	秩父市吉田阿熊 946-1	下吉田 23 林班	山林	0.0757	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -17	秩父市吉田阿熊 745 外	下吉田 23 林班 167-1 小班外	山林外	0.6566	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -18	秩父市吉田阿熊 722 外	下吉田 23 林班 164-1 小班外	山林外	1.7605	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -19	秩父市吉田阿熊 1612	下吉田 23 林班	畑	0.0892	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -20	秩父市吉田阿熊 754-1 外	下吉田 23 林班 131-1 小班外	山林	1.3552	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -21	秩父市吉田阿熊 720-1 外	下吉田 23 林班	畑	0.1129	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -22	秩父市吉田阿熊 1206-1 外	下吉田 23 林班 57-2 小班外	山林外	0.8290	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -23	秩父市吉田阿熊 1586 外	下吉田 23 林班 82-2 小班外	山林外	1.1609	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -24	秩父市吉田阿熊 1597 外	下吉田 23 林班 85 小 班外	山林外	1.2845	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -25	秩父市吉田阿熊 1670 外	下吉田 23 林班 119 小 班外	山林	0.4432	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -26	秩父市吉田阿熊 1602 外	下吉田 23 林班 94 小 班外	山林	1.1736	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -27	秩父市吉田阿熊 648-1 外	下吉田 23 林班 13 小 班外	山林外	0.0657	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -28	秩父市吉田阿熊 717-2 外	下吉田 23 林班 1-4 小 班外	保安林 外	1.2972	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -29	秩父市吉田阿熊 598 外	下吉田 23 林班 10-1 小班外	山林外	0.4542	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -30	秩父市吉田阿熊 593-1 外	下吉田 23 林班 8 小班 外	山林外	2.0776	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -31	秩父市吉田阿熊 1183-1 外	下吉田 23 林班 57-1 小班外	山林外	0.2749	2025.10.14～ 2036.3.31
R7 下吉田 23 林班 -32	秩父市吉田阿熊 1517	下吉田 23 林班 67 小 班外	山林	0.2955	2025.10.14～ 2036.3.31
計				24.9411	

(3) 経営管理権集積計画 R7 久那

※面積は登記簿面積

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間
R7 久那-1	秩父市久那 3267 外	久那 17 林班 4-1 小班 外	山林	1.2999	2025.7.1～ 2030.3.31
R7 久那-9 (一部)	秩父市久那 3277 外	久那 17 林班 8 小班外	山林外	0.6869	2025.7.1～ 2030.3.31
計				1.9868	

3 スケジュール

募集に関する質問	受付期間 令和7年11月27日（木）午前9時から 令和7年12月5日（金）午後3時まで 提出先 秩父市農林部森づくり課（TEL0494-22-2369） ※別紙質問書にて必要事項記載のうえ、メールまたはFAXにより上記まで提出してください。メール・FAX送信後、到着確認の連絡をお願いします。（TEL0494-22-2369） ※期限までに質問書の提出が無い場合は、質問無しとみなします。
質問に関する回答	令和7年12月12日（金）までにメールまたはFAXで全社へ連絡します。
企画提案書の提出期間	令和7年12月15日（月）午前9時から 令和7年12月25日（木）午後4時まで
審査会	期 日 令和8年1月15日（木）午後1時30分から 場 所 秩父市歴史文化伝承館5階第1会議室 ※詳細は、別途通知します。 ※選定・結果通知は令和8年2月上旬を予定しています。 ※経営管理実施権配分計画の作成・公告は、令和8年2月下旬頃を予定しています。

4 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本1部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

○企画提案書(様式第17号)

- 添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料
② 作業道や土場の位置等を示した図面
③ 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

- 経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。
- 企画提案書(様式第17号)作成にあたっては、別添「荒川久那2・3林班集積計画 森林簿データ」、「R7下吉田23林班集積計画 森林簿データ」、「R7久那集積計画 森林簿データ」に記載のある林小班をもとに作成してください。
- 経営管理権集積計画別添2「木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法」の考え方

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	考え方
<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) (略) (2. 木材の販売収益の額の算定方法) (略) (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す	「見積額」とは、企画提案書見積書様式「3. 実施する経営管理等の見積もり」

る。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増減が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積額の基づいて経費を算定することができる。 (4. 留意事項) (略) <経営管理実施権が設定されない場合> (略)	中「<費用>」の「各 1 m³ 単価」を示す。 企画提案書見積様式の搬出材積と実際の搬出材積を比較し増減がある場合等は、企画提案書見積様式の 1 m³ 単価に実際の搬出材積を乗じて算出する。 「当初見積額」とは、企画提案書見積書様式「1. 実施する経営管理等の見積もり」中「<費用>」の「各 1 m³単価」を示す。
---	---